

警報発表時における臨時休業等の対応について

【通常授業時】

- 1 午前6時以降に、上富田町に暴風警報・大雨警報・津波警報・特別警報のいずれかが発表されている場合、すべての生徒は、自宅で待機すること。その後は、次のいずれかとなる。
 - (ア) 上記の警報が午前10時までに解除されない場合は、臨時休業とする。
 - (イ) 上記の警報が午前10時までに解除された場合は、午後から授業を行うので、安全に十分留意して登校すること。なお、交通事情等で遅れた者は、公欠扱いとする。
 - ・ 13:40～ ホームルーム（出席と被害状況の確認）
 - ・ 13:50～ 5限目の授業を開始※上記（ア）、（イ）については原則とし、別途対応の場合は緊急メール及びホームページで連絡する場合もある。
※看護科・専攻科の臨地実習時において、臨地実習地に上記警報が発表されている場合は、校内実習を行う。
- 2 居住地及び登校途中における状況が次の場合は、学校または担任に連絡の上、登校せずに自宅で待機すること。
 - ・ 暴風警報、大雨警報、津波警報、特別警報が発表されている。
 - ・ 洪水や土砂崩れ等の自然災害により登校が危険である。
 - ・ 交通機関が不通となるなど登校が困難である。その後、授業等に間に合う時間に、上記の状況が解消され、かつ上富田町に1の警報が発表されていない場合は、速やかに登校すること。なお、出席できなかった授業については、補習等を行う。
- 3 登校後に警報が発表された場合は、状況を見て学校長が下校等の判断をする。

【定期考査中】（専攻科を除く）

- 1 午前6時の時点において、通常授業時 1 の状況の場合は、休校とする。その日の考査は中止し、考査最終日の翌日以降に延期して実施する。
- 2 通常授業時 2 の状況の場合は、該当生徒については公欠扱いとし、その日の考査は、後日再試験もしくは見込み点を与える。ただし、生徒の出席状況によっては、その日の考査を延期する場合もある。その際は、緊急メール及びホームページで連絡する。